

平成18年度税制改正（財形関係）

1 勤労者が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例の適用期限の延長【所得税、住民税】

勤労者が自己の居住の用に供する住宅等の取得をする際に、次の①②に掲げる経済的利益等について非課税とされる特例の適用期限を平成18年12月31日から平成20年12月31日までの2年間延長する。

- ① 使用者等から無利息又は低い金利で貸付けを受けた場合の経済的利益
- ② 資金を金融機関等から借り受けた場合において、使用者等から利子補給を受けた場合のその金額

2 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長【固定資産税】

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を平成18年3月31日から平成20年3月31日までの2年間延長する。

〔減額措置の内容〕

新築住宅で、床面積が50㎡～280㎡等の要件を満たすものに対して課する固定資産税について、当初3年度分（中高層耐火建築物である場合は、5年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（床面積が120㎡以下の部分に限る。）の2分の1に相当する額を減額する。

（参考）これらの税制改正は、いずれも国土交通省との並びで2年ごとに延長を行ってきたものである。